

# 日南市の 地域学校協働活動紹介

---

令和5年度県民総ぐるみ「地域・学校づくりのつどい」（南那珂地区）

～子どもを中心に考えた地域づくりと学校づくり～

令和5年10月5日(木) 日南市教育委員会 生涯学習課 水元文

南郷ハートフルセンター 小ホール

地域学校協働本部名	学校名	開始年度	推進員配置数
飫肥地区地域学校協働本部	飫肥小	H24	1名
	飫肥中	H22	
吾田地区地域学校協働本部	吾田小	H21	1名
	吾田中	H27	1名
	吾田東小	H22	
油津地区地域学校協働本部	油津小	H27	1名
	油津中	H27	
	桜ヶ丘小	H27	1名
東郷地区地域学校協働本部	東郷小中	H27	1名
鶺鴒地区地域学校協働本部	鶺鴒小中	H27	1名
酒谷地区地域学校協働本部	酒谷小	H27	1名

地域学校協働本部名	学校名	開始年度	推進員配置数
細田地区地域学校協働本部	細田小	H28	1名
	細田中	H28	
	大堂津小	H27	1名
北郷地区地域学校協働本部	大窪小	H27	1名
	北郷小中	H27	1名
南郷地区地域学校協働本部	南郷小	H21	1名
	南郷中	H27	
	瀧上小	H27	1名
榎原地区地域学校協働本部	榎原小	H27	1名
	榎原中	H27	

# 活動内容

学校運営協議会の参加

支援内容ごとの人材バンクの作成

支援要望に応じて、学校支援ボランティアの手配・準備等の連絡調整を行う。

# 学校支援ボランティア

---

登録者数 739人

年間ボランティア活動延べ人数 6,157人

支援件数 1,784件

# 支援内容

## 学習支援

- ① 農業、漁業体験の指導
- ② 伝統文化の指導
- ③ 家庭科支援（ミシン・調理等）
- ④ 社会見学、校外学習等の引率 等



【田植え】



【美々鰯の調理】

# 環境支援

①登下校の見守り

②学校行事

学校及び地域等が連携して行う学校  
行事等や合同行事の実施

③クラブ活動支援

④校内の環境整備



【登下校見守り】



【泰平踊り】

# 令和5年度支援一覧

## ①小学校支援

支 援 内 容	
登下校見守り	
生活	まち探検、餅つき支援
家庭科	ミシン、調理実習、アイロンかけ
総合	田植え、稲刈り、芋苗植え→芋ほり→天ぷら作り、カツオ料理、きび収穫、漂着物清掃、花いっぱい運動、読み聞かせ、国際理解、お茶パーティ、茶摘み、交通安全教室、餅つき大会、しめ縄作り、地域交流グラウンドゴルフ 他
郷土芸能指導支援	
クラブ活動	家庭クラブ、グラウンドゴルフ
国語	習字
社会	社会見学
体育	全学年体カテスト、水泳指導、プール見守り
学校行事	入学式、遠足、運動会、交通安全教室、表現集会、感謝集会、PTA総会時の児童見守り
環境整備	グラウンド、プール

## ②中学校支援

支 援 内 容	
登校見守り	
郷土芸能指導支援	
家庭科	郷土料理調理実習
体 育	プール監視
総 合	美々鰻について、海の授業、職業人講話、入試に向けた面接指導、人権学習、国際交流
学校行事	体育大会着付け、立志式に向けて寿司作り

# 地域学校協働本部事業 運営委員会

運営委員会の名称：地域教育協議会

開催月	内 容
8 月	令和 5 年度経過報告及び今後の取組について 情報交換※
3 月	令和 5 年度事業報告について 令和 6 年度活動計画について 情報交換※

※地域学校協働活動推進員による意見交換

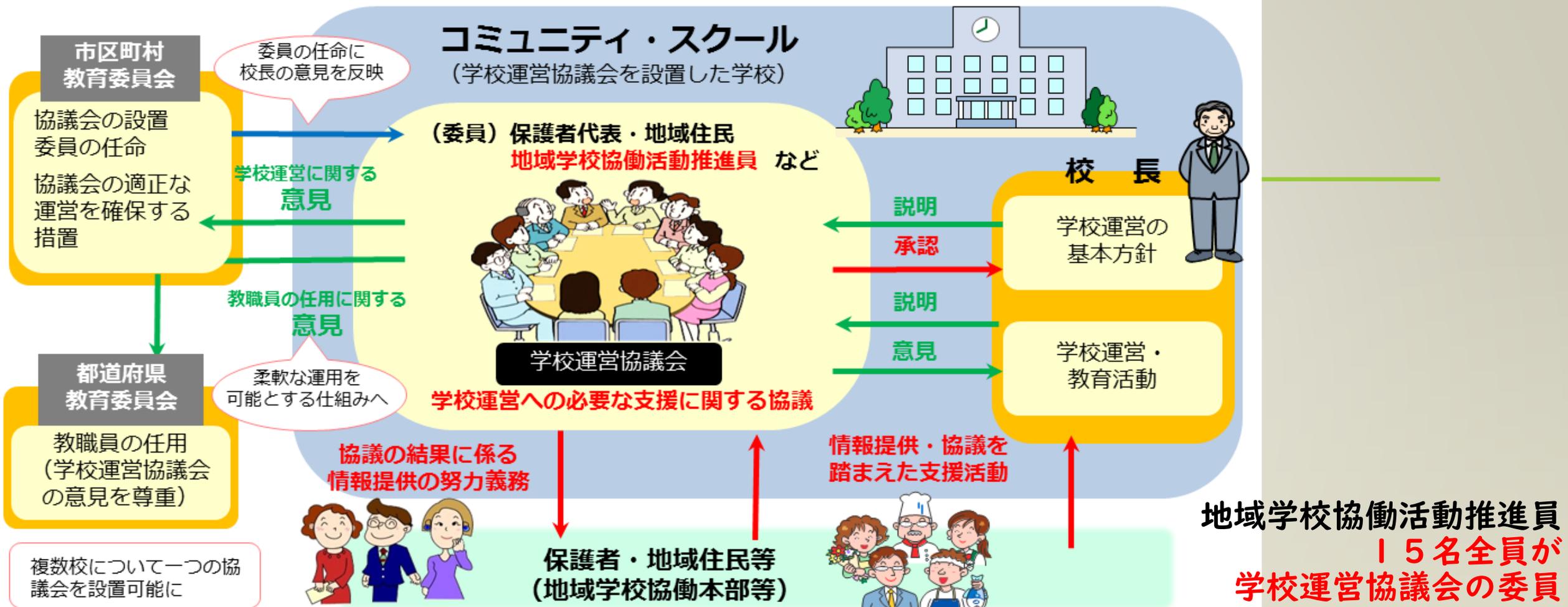
# 地域学校協働活動推進員

---

市内小中学校24校すべてに配置（10本部 **15名**）

**★その15名全員が学校運営協議会の委員**

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



**地域学校協働活動推進員  
15名全員が  
学校運営協議会の委員**

## <学校運営協議会の主な役割> 地教行法第四十七条の五

- 教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
  - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
  - 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

# コミュニティ・スクール

(学校運営協議会を設置した学校)

(委員) 保護者代表・地域住民  
地域学校協働活動推進員 など



学校運営協議会

学校運営への必要な支援に関する協議

結果に係る  
努力義務



保護者・地域住民等  
(地域学校協働本部等)

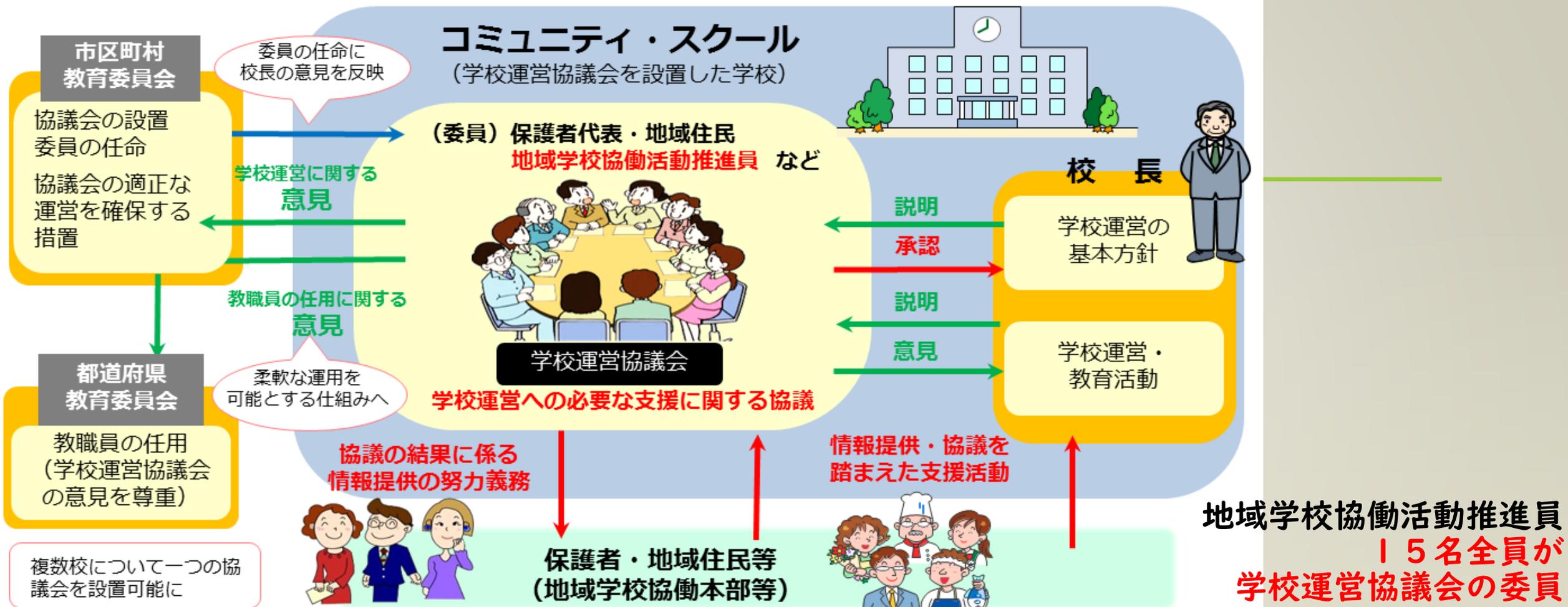
# 地域学校協働活動推進員

15名全員が  
学校運営協議会の委員

## ■コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「**地域とともにある学校**」への転換を図るための有効な仕組み
- 学校運営に地域の声を積極的に生かし、**地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく**ことができる

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



**地域学校協働活動推進員  
15名全員が  
学校運営協議会の委員**

## <学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

【図】文部科学省HP「学校と地域でつくる**学びの未来**」より

小中一貫型小・中学校など

---

今後、コミュニティ・スクールと  
地域学校協働本部の一体的推進に  
取り組んでまいります。